

山口市障害福祉サービス実施計画  
(第五次山口市障害福祉計画・第三次山  
口市障害児福祉計画) 策定方針

## 目 次

山口市障害福祉サービス実施計画 (第五次山口市障害福祉計画・第三次山口市障害児福祉計画) 策定方針		
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	1
3	策定の視点	1
4	計画期間	2
5	策定体制	2
6	策定スケジュール	3
	(参考) 国の基本指針(案)を踏まえた新計画の構成等	4
①	計画の施策体系	5
②	成果目標や見込値への反映	6
③	事業所等ヒアリング・アンケート調査実施概要	7

# 第五次山口市障害福祉計画・第三次山口市障害児福祉計画策定方針

令和5年5月9日  
健康福祉部障がい福祉課

## 1 計画策定の趣旨

「山口市障害福祉サービス実施計画(山口市障害福祉計画・山口市障害児福祉計画)」は、障害者総合支援法第88条に規定される「市町村障害福祉計画」、並びに児童福祉法第33条の20に規定される「市町村障害児福祉計画」として一体的に策定するものであり、サービス提供体制の確保に係る目標、サービスの必要な量の見込みとその確保策について定め、事業の計画的かつ円滑な提供の推進を図るものです。

「第四次山口市障害福祉計画・第二次山口市障害児福祉計画」の計画期間が令和5年度をもって満了となることから、これまでの成果と課題を踏まえ、引き続き「第五次山口市障害福祉計画・第三次山口市障害児福祉計画」を策定するものです。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、本市の障がい者福祉施策の基本計画である「山口市障がい者きらめきプラン(山口市障害者計画)」の障害福祉サービス分野の数値目標などを定めた実施計画として位置づけています。

また、上位計画である「第二次山口市総合計画」や「山口市地域福祉計画」との整合性を図り、個別計画である「山口市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「山口市子ども・子育て支援事業計画」、その他の関連計画等とも関連づけるものです。

## 3 策定の視点

○現行計画の振り返りを行うとともに、アンケート結果や事業所等関係機関へのヒアリング等により、福祉ニーズ等について把握します。

○国による障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針の見直しを踏まえた内容とします。

見直しのポイント(主なもの)

- ・入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
- ・福祉施設から一般就労への移行等
- ・障害児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・ 地域における相談支援体制の充実・強化
- ・ 地域共生社会の実現に向けた取組
- ・ よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定
- ・ 障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進

○障害福祉サービス、地域生活支援事業のこれまでの利用状況等に基づき、サービス等の必要な量の見込みを設定した上で、山口市障がい福祉施策懇話会における審議等により、その確保のための方策を定めます。

#### 4 計画期間

第五次山口市障害福祉計画・第三次山口市障害児福祉計画の計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

#### 5 策定体制

##### (1) 市民参加

- ① 「山口市障がい福祉施策懇話会」への公募委員の参画及び懇話会の公開
- ② パブリック・コメント実施
- ③ 「障害福祉計画策定に係るアンケート」実施（18歳以上の障がい者対象）  
※令和4年度実施済み
- ④ 「障害児福祉計画策定に係るアンケート」実施（障がい児の保護者対象）  
※令和4年度実施済み

##### (2) 関係者意見聴取

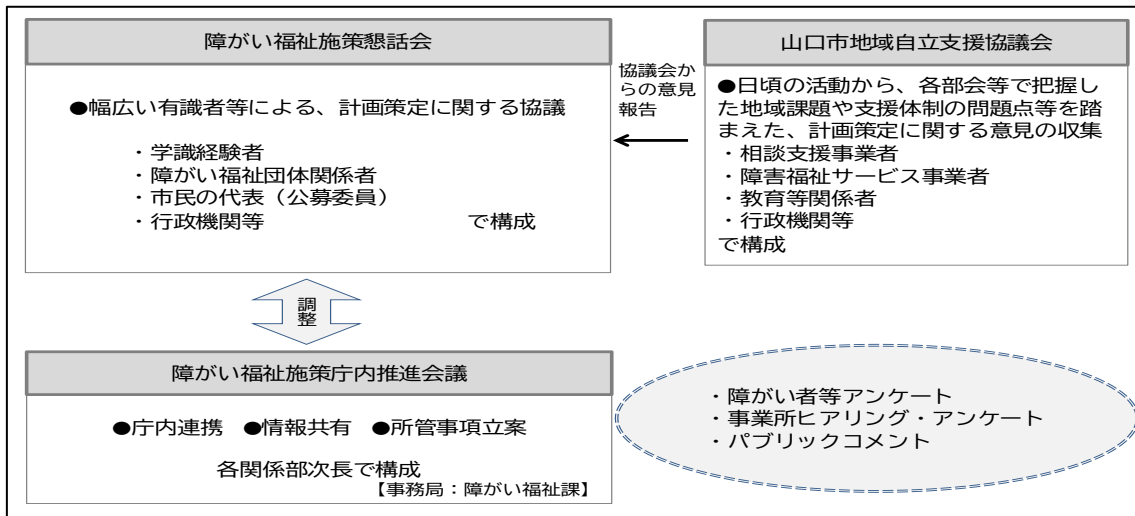
- ①事業所ヒアリング・アンケート
- ②山口市地域自立支援協議会

##### (3) 審議組織

山口市障がい福祉施策懇話会

##### (4) 庁内体制

- ① 経営会議
- ② 障がい福祉施策庁内推進会議



## 6 策定スケジュール

	第五次障害福祉計画	第三次障害児福祉計画
令和5年度		
6月	令和5年度 第1回障害がい福祉施策懇話会	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>第五次計画（者）の策定方針</li> <li>第四次計画（者）の進捗状況・実績評価</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第三次計画（児）の策定方針</li> <li>第二次計画（児）の進捗状況・実績評価</li> </ul>
7月	※必要に応じて事業所ヒアリングを実施	
11月	令和5年度 第2回障害がい福祉施策懇話会	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害福祉計画素案の協議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害児福祉計画素案の協議</li> </ul>
	経営会議・執行部説明	
12月	パブリックコメント実施	
1月	令和5年度 第3回障害がい福祉施策懇話会	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害福祉計画案の協議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害児福祉計画案の協議</li> </ul>
3月	計画決定	

(参考) 国の基本指針(案)を踏まえた新計画の構成等

現行計画の構成	新計画の構成及び考え方
<p>第1章 計画策定にあたって</p> <p>1 計画策定の趣旨</p> <p>2 計画の位置づけ</p> <p>3 計画の期間</p> <p>4 計画の策定体制等</p> <p>5 計画策定等に係る国・県の主な動向・社会情勢</p> <p>6 令和5年度末に向けた成果目標</p> <p>7 障害福祉サービス等の体系</p>	<p>➤ 節構成は現行計画を踏襲することとし、内容を最新情報に基づき更新する。</p>
<p>第2章 障害福祉サービス等提供体制確保に関する成果目標</p>	<p>➤ 国が示す基本指針(案)を踏まえ、成果目標3について「地域生活支援拠点等が有する機能の充実」から「地域生活支援の充実」に変更する。</p>
<p>第3章 総合支援法に基づくサービスの必要な量の見込みとその確保策</p>	<p>➤ 新たなサービスとして「就労選択支援」を加える(活動指標を新設)。</p> <p>➤ これまでの利用状況等に基づきサービス等の必要見込量を設定したうえで、懇話会における審議等により、その確保のための方策を定める。</p>
<p>第4章 児童福祉法に基づくサービスの必要な量の見込みとその確保策</p>	<p>➤ 「医療型児童発達支援」を「児童発達支援」に組み入れる。</p> <p>➤ これまでの利用状況等に基づきサービス等の必要見込量を設定したうえで、懇話会における審議等により、その確保のための方策を定める。</p>
<p>第5章 地域生活支援事業の必要な量の見込みとその確保策</p>	<p>➤ これまでの利用状況等に基づきサービス等の必要見込量を設定したうえで、懇話会における審議等により、その確保のための方策を定める。</p>
<p>第6章 計画の推進</p> <p>1 計画の進行管理</p>	<p>➤ 現行計画の内容を基本として定める。</p>
<p>資料編</p>	<p>➤ 現行計画の内容を踏襲する。</p>



# ① 計画の施策体系

1 総合支援法に基づくサービス	
(1) 訪問系サービス	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援
(2) 日中活動系サービス	生活介護、自立訓練、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、療養介護、短期入所
(3) 居住系サービス	施設入所支援、共同生活援助(グループホーム)、自立生活援助
(4) 相談支援	計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援
(5) 発達障害者等に対する支援	ペアレントプログラム、ペアレントトレーニング、ペアレントメンター、ピアサポート
2 児童福祉法に基づくサービス	
(1) 障害児通所支援	児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、障害児相談支援
(2) 障害児入所支援【県事業】	福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設
(3) 子ども・子育て支援	保育所、認定こども園、放課後児童クラブ
3 地域生活支援事業	
【必須事業】	
(1) 理解促進研修・啓発事業	講座の開催・広報活動等
(2) 自発的活動支援事業	ピアサポート・災害対策・孤立防止活動支援・社会活動・ボランティア活動支援
(3) 相談支援事業	障害者相談支援事業、基幹相談支援センター等機能強化事業、住宅入居等支援事業
(4) 成年後見制度利用支援事業	成年後見制度利用にあたっての費用助成
(5) 成年後見制度法人後見支援事業	法人後見制度実施のための研修、法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築 等
(6) 意思疎通支援事業	手話通訳者派遣事業・手話奉仕員派遣事業・要約筆記者派遣事業・手話通訳者設置事業
(7) 日常生活用具給付等事業	介護訓練支援用具・自立生活支援用具・在宅療養等支援用具・情報意思疎通支援用具・排泄管理支援用具 等
(8) 手話奉仕員養成研修事業	手話奉仕員養成研修の実施
(9) 移動支援事業	ガイドヘルパーの派遣
(10) 地域活動支援センター事業	地域活動支援センター(Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ型)での通所サービスや意識啓発事業 等
【任意事業】	
(11) 市が自主的に取り組む事業	日中一時支援事業、訪問入浴サービス事業、巡回支援専門員整備事業、社会参加支援事業

## 【成果目標】

- |                                  |                           |
|----------------------------------|---------------------------|
| 1 施設入所者の地域生活への移行                 | 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 |
| 3 地域生活支援の充実                      | 4 福祉施設から一般就労への移行等         |
| 5 障害児支援の提供体制の整備等                 | 6 相談支援体制の充実・強化等           |
| 7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 |                           |



## ② 成果目標や見込値への反映

9月の開催が見込まれる県主催の「市町担当者会議」において、県の指針や成果目標の設定に向けた方向性が示されることから、市が昨年度に実施したアンケートの結果や今後実施する事業所ヒアリング等の結果も踏まえながら、成果目標や障害福祉サービス等の見込値に反映させていく。

## ③ 事業所等ヒアリング・アンケート調査実施概要

### I 第五次山口市障害福祉計画 事業所ヒアリング等調査概要

#### 1 調査の目的

第四次山口市障害福祉計画（令和6年度～令和8年度）策定の基礎資料とするため、障害福祉サービスを提供している事業者へのヒアリング等調査を行う。

#### 2 調査期間

令和5年8月～9月を予定

#### 3 調査対象

山口市内の障害福祉サービス提供事業所（相談支援事業所、施設入所支援事業所、生活介護事業所、就労系事業所の予定）

#### 4 調査方法

事前に調査項目を事業所へ配布後、ヒアリング等を実施予定。

#### 5 調査内容

障害者等のニーズ、地域生活への移行ニーズ、就労に関するニーズ 等

## Ⅱ 障がい児通所支援事業所等アンケート調査概要

### 1 調査の目的

第三次山口市障害児福祉計画（令和6年度～令和8年度）策定の基礎資料とするため、事業所アンケートを実施する。

### 2 調査期間

令和5年8月～9月を予定

### 3 調査対象

山口市内の障害児相談支援事業所（9か所）、障害児通所支援事業所（約30か所）

### 4 調査方法

メール配布後回収

### 5 調査内容

事業展開する上での問題点、子ども・子育て事業との連携、重症心身障がい児や医療的ケア児への対応、地域支援への対応 等

## Ⅲ 子ども・子育て支援に関するニーズ調査概要

### 1 調査の目的

第三次山口市障害児福祉計画（令和6年度～令和8年度）策定の基礎資料とするため、子ども・子育て支援に関するニーズ調査を実施する。

### 2 調査期間

令和5年7月～9月に実施

### 3 調査対象

小学6年生以下の障害児通所支援利用者の保護者

### 4 調査方法

利用者の更新勧奨に調査票を同封し記入

### 5 調査内容

子ども・子育て支援ニーズ